

達 第2号

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領の一部改正について（令和3年4月1日付け国自旅第513号及び国自基第186号）」に基づき、関係する北陸信越運輸局長達についての改正する達を次のとおり定める。

令和3年4月12日

北陸信越運輸局長 野 津 真 生

「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」を一部改正する達

「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」の一部改正について（令和3年4月1日付け国自旅第513号及び国自基第186号）」に基づき、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」達の一部を別紙のとおり改める。

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成19年2月6日付け達第17号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

新	旧
<p style="text-align: center;">移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領</p> <p style="text-align: right;">達第17号 平成19年2月6日 改正 達第8号 平成26年3月27日 改正 達第9号 平成27年2月26日 改正 達第4号 令和2年12月24日 改正 達第2号 令和3年4月12日</p> <p>第1 適用</p> <p>「<u>移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u>」（平成18年国土交通省令第111号。以下「<u>移動円滑化基準</u>」という。）第43条及び同省令附則第3条の規定に基づき、北陸信越運輸局長（以下、「<u>運輸局長</u>」という。）が行う移動円滑化基準の適用除外に係る自動車の認定は、本要領によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領</p> <p style="text-align: right;">達第17号 平成19年2月6日 改正 達第8号 平成26年3月27日 改正 達第9号 平成27年2月26日 改正 達第4号 令和2年12月24日</p> <p>第1 適用</p> <p>「<u>移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令</u>」（平成18年国土交通省令第111号。以下「<u>移動円滑化基準</u>」という。）第43条及び同省令附則第3条の規定に基づき、北陸信越運輸局長（以下、「<u>運輸局長</u>」という。）が行う移動円滑化基準の適用除外に係る自動車の認定は、本要領によるものとする。</p>

新	旧
<p>第2 (略)</p> <p>第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車（注2）</p> <p><u>なお、空港等アクセスバスのうち、空港を経路に含む路線において、乗合旅客を運送する自動車（以下「空港アクセスバス」という。）に係る基準適用除外の認定の申請を行う場合（高速バス又は定期観光バスとして基準適用除外の認定を受けている場合において、新たに空港アクセスバスとして基準適用除外の認定を受ける場合を含む。）においては、別添「空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱いについて」（以下「空港アクセスバス認定取扱い」という。）の要件を満たすことが必要になる場合があるので、申請に当たって留意されたい。</u></p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>	<p>第2 (略)</p> <p>第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車（注2）</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成19年2月6日付け達第17号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

新	旧
第4 (略)	第4～第11 (略)
<p>第5 申請書及び添付資料</p> <p>1 基準適用除外の<u>認定申請をしようとする者は、第1号様式の基準適用除外認定申請書に別表の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第5 申請書及び添付資料</p> <p>1 基準適用除外の<u>認定を申請をしようとする者は、第1号様式の基準適用除外認定申請書に別表の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。</u></p> <p>2～5 (略)</p>
第6～第11 (略)	第6～第11 (略)
注1～注3 (略)	注1～注3 (略)
<p>注4 適用除外される基準として次の条文が想定される。 第37条第2項、第38条第1項、第39条、<u>第40条、第41条</u></p>	<p>注4 適用除外される基準として次の条文が想定される。 第37条第2項、第38条第1項、第39条<u>から</u>第41条</p>
注5 (略)	注5 (略)
<p>注6 適用除外される条文として次の条文が想定される。 第37条第2項、第38条第1項、第39条、<u>第40条、第41条</u></p>	<p>注6 適用除外される条文として次の条文が想定される。 第37条第2項、第38条第1項、第39条<u>から</u>第41条</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p><u>附 則</u> <u>本達は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成19年2月6日付け達第17号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

新	旧
<p style="text-align: right;">別表 添付資料一覧表</p> <p>備考 ○は、提出を必要とする書面を示す。 <u>第3第2号に掲げる自動車のうち、空港アクセスバスについては「空港アクセスバス認定取扱い」で規定するところにより提出が必要になる資料も併せて提出すること。</u></p>	<p style="text-align: right;">別表 添付資料一覧表</p> <p>備考 ○は、提出を必要とする書面を示す。</p>

新	旧
<p>(別添)  <u>空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱いについて</u></p> <p>本認定取扱いは、「<u>移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領</u>」（平成19年2月6日付け達第17号）の第3第2号に係る空港アクセスバスの基準適用除外の認定申請について定めるものとする。</p> <p><u>第1 空港アクセスバスの基準適用除外の認定に当たっての要件</u>  <u>空港アクセスバスについては、「①指定空港（1日の利用者数が平均2,000人以上で、かつ、鉄軌道によるアクセスのない空港をいう。指定空港一覧は（別紙）参考のとおり。）を経路に含む場合であって、②車椅子のまま乗り込めるバス車両によるアクセスがない場合」又は「北陸信越運輸局長が定める空港を経路に含む場合」において、「移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示」（平成24年国土交通省告示第257号。以下単に「告示」という。）第2条第1項のリフト付きバス又は第3条第1項のスロープ付きバス以外の車両について、基準適用除外の認定を申請しようとするとき（高速バス又は定期観光バスとして基準適用除外の認定を受けている場合において、新たに空港アクセスバスとして基準適用除外の認定を受ける場合を含む。）は、リフト付きバス、スロープ付きバス又は告示第1条第1項のノンステップバス（以下、総称して「リフト付きバス等」という。）の導入について、第2第1号の「リフト付きバス等導入計画書」（以下「導入計画書」という。）を提出しなければならない。</u></p> <p><u>第2 提出資料</u>  <u>(1) 導入計画書</u>  <u>第1の①及び②のいずれの要件にも該当する場合又は北陸信越運輸局長が定める空港を経路に含む場合は、申請書等の他に別添様式1による導入計画書を提出しなければならない。</u>  <u>なお、第1の①の要件に該当するが、②の要件に該当しない場合には、導入計画書の提出は不要であるが、自社又は他社によるリフト付</u></p>	<p>(別添)                  (新設)</p>

きバス等による空港アクセスバスの運行がわかる資料を提出しなければならない。

(2) リフト付きバス等導入報告書（以下「導入報告書」という。）

導入計画書に基づいて車両を導入（車両が運行の用に供することができる状態にあること）した場合は、遅滞なく、別添様式2による導入報告書を提出しなければならない。

なお、提出にあたっては、車両導入の端緒となった導入計画書を提出することにより基準適用除外認定を受けた車両の「移動円滑化基準適用除外認定書」の写し及び導入した車両のリフト付きバス等の種別がわかる資料を添付するものとする。

### 第3 行政処分等に係る留意事項

以下に掲げる場合は、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」の第10第1項に定める、「法の目的に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件に違反して運行した場合又は基準適用除外の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合」に該当するおそれがあるため、留意すること。

(1) 空港アクセスバスとして基準適用除外の認定の申請をしていない車両を空港アクセスバスとして利用している場合

(2) 導入計画書に従い車両導入しなかった場合（考慮すべき特段の事情がある場合を除く。）

### 附則

本認定取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

新	旧
<p data-bbox="145 268 302 300">別添様式1</p> <div data-bbox="152 304 1243 1358" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p data-bbox="459 352 940 391" style="text-align: center;">リフト付きバス等導入計画書</p><p data-bbox="940 443 1220 475" style="text-align: right;">年 月 日</p><p data-bbox="291 528 616 560">北陸信越運輸局長 殿</p><p data-bbox="593 651 996 726" style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称 住 所</p><p data-bbox="280 821 1097 973">空港アクセスバスについて、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第3第2号に規定する自動車として基準適用除外の認定の申請を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。</p><p data-bbox="616 1029 649 1061" style="text-align: center;">記</p><p data-bbox="168 1109 1097 1308">1 車両導入予定時期 2 リフト付きバス等の種別 3 導入予定車両の乗車定員（うち、車椅子使用者の乗車定員） 4 運行する指定空港の名称</p></div> <p data-bbox="1064 1364 1411 1396" style="text-align: right;">（日本産業規格A列4番）</p>	



<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 車両導入予定時期は、基準適用除外認定を受ける予定日から概ね3年以内でなければならない。</li><li>(2) 1から4に掲げる事項について、参考となる資料を添付すること。</li><li>(3) 導入計画書の提出後に、変更が生じた場合は遅滞なく再提出すること。</li></ol>	
---	--

別添様式2

リフト付きバス等導入報告書

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

氏名又は名称  
住 所

リフト付きバス等導入計画書に基づいて車両を導入したので、別添の書類を添えて報告します。

記

- 1 当該リフト付きバス等の導入の端緒となった「移動円滑化基準適用除外認定書」の日付及び番号
- 2 車両を導入した日
- 3 リフト付きバス等の種別
- 4 導入した車両の乗車定員（うち、車椅子使用者の乗車定員）
- 5 運行する指定空港の名称

（日本産業規格A列4番）

備考

1から5に掲げる事項について、参考となる資料を添付すること。

(別紙) 参考 指定空港一覧

地方	空港
北陸信越	新潟空港
	小松飛行場